

前期 第1問

シングルマザーである甲女は自身の子供 A(6歳)と二人で暮らしていたが、ストレスから日常的に A に暴力をふるっていた。平成 27 年 12 月 24 日午後 6 時頃、甲はアパート内で A と過ごしていたが、仕事での失敗でイラついていた甲は、帰宅後、A が空腹を訴え、泣き出したのに対し、苛立ちを募らせ、A の頭部を拳で数回殴りつけた。A は仰向けに倒れて意識を失ったので甲は A が死ぬのではないかと考えたが、A が死ねば自分の生活が楽になると思い、徒歩 15 分程にある病院には連れて行かなかった。また、甲は A が目に入るところにいと腹立たしいという理由で、住まいであるアパートの二階の外廊下に A を放置した。その結果 A は、12 月 24 日午後 23 時頃、甲の暴行を原因とする硬膜下出血、くも膜下出血等の傷害に伴う脳機能障害によって死亡した。A が傷害を受けた時点ですぐに病院で治療を受けさせていれば、A の救命は確実であった。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成 17 年 7 月 4 日第二小法廷決定

東京地判昭和 57 年 12 月 22 日判決